



鳥取県公報

令和5年9月1日（金）
第9526号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 （426）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県資源管理方針の変更（427）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（428）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	出納員の権限に属する事務の一部の委任（429）（会計指導課）・・・・・・ 12
◇ 公 告	令和5年度後期技能検定の実施（産業人材課）・・・・・・・・・・・・ 12
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・ 16
	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・ 17

告 示

鳥取県告示第426号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の令和5年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養 ^{かん}	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	889.37
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,817.18
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,662.38
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	821.19
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,293.26
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	184.45
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	61.70
	岩美	岩美郡岩美町	104.93
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.06
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	41.74
	琴浦	東伯郡琴浦町	50.37
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.78
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	17.39
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.62
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	9.37
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	2.10
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	82.38
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

鳥取県告示第427号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐる（小型魚）」から「別紙1-5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「別紙2-22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙2-4） 略</p> <p>（別紙2-5）</p> <p>第1 水産資源 ぶり</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>国が行う資源評価における親魚量を現状（13.2万トン）以上に維持する。</p> <p>なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐる（小型魚）」から「別紙1-5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「別紙2-4 いわがき」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙2-4） 略</p>

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-6)

第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（12.1千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-7)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（2.2千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及

び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2-8)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（1.5千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2-9)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状（1.23）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2-10)

第 1 水産資源けんさきいか日本海・東シナ海系群第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年まで、令和3年の水準（5.6千トン）以上に維持することを目指す。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項特になし。（別紙2-11）第 1 水産資源きだい日本海・東シナ海系群第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位（1.3～2.5）以上に回復することを目指す。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項特になし。

(別紙 2-12)第 1 水産資源きじはた日本海第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位（8.2トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項特になし。(別紙 2-13)第 1 水産資源ちだい日本海北・中部第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位（61.1トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項特になし。(別紙 2-14)第 1 水産資源しいら日本海

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（6.4トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙2-15）

第1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（3.2トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙2-16）

第1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（32.6トン）以上に

維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-17)

第1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（13.9トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-18)

第1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（55.7～111.4トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-19)

第1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（27.0トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-20)

第1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（10.6～21.2トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-21)

第1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（16.7～33.4トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-22)

第1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（8.2～16.4トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると

ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

2 変更年月日

令和5年8月1日

鳥取県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和5年8月28日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域 米子市及び東伯郡湯梨浜町

鳥取県告示第429号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
 - (1) 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務
 - (2) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務
 - (3) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に関する費用の収納事務
 - (4) 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課
係長 宅野 精高
主事 大坪 駿也
- 3 委任期間
令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、令和5年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

金属熱処理
機械加工
非接触除去加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（プレス型鍛造作業）
機械検査（機械検査作業）
シーケンス制御（シーケンス制御作業）
鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業及びプラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図CAD作業）
金属材料試験（組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）
機械加工（普通旋盤作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
シーケンス制御（シーケンス制御作業）
内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）

- 家具製作（家具手加工作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

- 電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

ただし、プラスチック成形（射出成形作業）にあつては実技試験、造園（造園工事作業）にあつては学科試験のみ実施する。

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和5年11月27日（月）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 令和6年1月28日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和6年1月21日（日）
さく井、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、防水施工及び機械・プラント製図	令和6年1月28日（日）
空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び広告美術仕上げ	令和6年2月4日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
シーケンス制御及び内燃機関組立て	令和6年1月21日（日）
造園、家具製作及び機械・プラント製図	令和6年1月28日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て及び建築大工	令和6年2月4日（日）

(エ) 単一等級

令和6年2月4日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 18,200円

イ 1級、2級及び3級

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
上記以外	18,200円

ウ 単一等級

18,200円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する25歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「25歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない者

(イ) 受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者

(ウ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
上記以外	9,200円

オ イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法に基づく公共職業能力開発施設(県内に設置されているものに限る。)における訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。)

(イ) 法に基づく認定職業訓練(県内で実施されているものに限る。)を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。)

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく中等教育学校(県内に設置されているものに限る。)の後期課程に在籍している者

(エ) 学校教育法に基づく専修学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく各種学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(オ) 学校教育法に基づく高等専門学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(カ) 学校教育法に基づく短期大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(キ) 学校教育法に基づく大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

職 種	手 数 料	
	35歳未満の者	その他の者
機械・プラント製図	4,300円	13,300円
機械検査(2級に限る。)	3,100円	12,100円
機械検査(2級を除く。)	2,900円	10,100円
機械加工、シーケンス制御、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、建築大工及び家具製作	3,100円	12,100円
上記以外	9,200円	18,200円

備考 「35歳未満の者」とは次のいずれにも該当する者をいう。

1 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者

2 出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）
- ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会
住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階
電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

令和5年10月2日（月）から同月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

(1)に掲げる書類は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、令和5年10月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。
- イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和6年3月8日（金）にインターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が令和6年3月8日付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市中江字大坪492-1	田	1,201
倉吉市井出畑字下通204		66

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
倉吉市中江字大坪492-1	令和5年 11月	3年	1,201	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
倉吉市井出畑字下通204			66	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年9月15日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和5年11月10日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第34会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和5年9月11日（月）から同年10月6日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、

各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和5年10月6日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3216）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9714）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2048）